

井原市立高屋中学校

不祥事防止のための校内ルール

高屋中学校では、次のような校内ルールを作成し、教職員間で守っていくことにしています。

○【体罰・暴言】

- ・体罰は、いかなる理由があっても許されない行為であり、人格を否定したり、馬鹿にしたりするような発言はしない。
- ・同僚に体罰や暴言があった時はすぐに止め、管理職に報告する。

○【家庭への連絡等】

- ・生徒個人の携帯電話等の電話番号やメールアドレスは、原則として把握しない。
- ・担任や部活動顧問からの緊急連絡等は、職員室の電話またはスクリレ、またはグーグルクラスルームを活用する。

○【個別指導や面談など】

- ・人命に関わる救急業務等以外、生徒を自家用車に同乗させず、公共の交通機関を利用する。
- ・個人相談や個人面談、個別の学習指導は、時間や場所に十分配慮し、可視化された教室等で行う。また、指導状況を学年団で把握し、必要に応じて複数で対応するなど、慎重に対応する。

○【個人情報の取り扱い】

- ・生徒の個人情報については、原則として持ち出しはしない。
- ・生徒及び家庭環境、また成績等に関する個人情報については、書類及び電子データの取り扱いに十分注意し、校外への持ち出しは原則禁止とする。やむを得ず持ち出す場合は、必ず管理職の許可を得る。

○【集金等】

- ・諸会費及び生徒会費等は、適正に徴収・執行・保管管理を行う。
- ・生徒からの集金など、現金は原則として校内に置かないこととし、現金徴収後には耐火書庫に保管し、業者へ速やかに支払うか金融機関に入金するなど、適正に管理する。

○【携帯電話の使用】

- ・携帯電話（スマホを含む）は教室には持ち込まない。特に、非常時対応等で必要な場合は、管理職の許可を得る。

○【ハラスメント・わいせつ行為】

- ・セクシャルハラスメントやパワーハラスメントは、被害者の人格や個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為である。
- ・セクシャルハラスメントやパワーハラスメントについては、相談窓口連絡する。

【相談窓口】

◎井原市立高屋中学校 TEL：67-0338（教頭・養護教諭）

◎井原市教育センター教育相談室 TEL：63-8090

◎井原市教育委員会 学校教育課 TEL：62-9532